

1 県税特別徴収義務者に対する報償金

(1) 交付基準

○県税特別徴収義務者に対する報償金交付要綱

(1) 目 的

県税特別徴収制度の円滑な運営を図り、県税収入の確保を期するため、これらの特別徴収義務者に対し、この要綱の定めるところにより報償金を交付する。

(2) 交付基準等

ア 報償金は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間において、特別徴収義務者がそれぞれの税につき定められた納期限までに申告し、かつ、その申告に係る税額を当該納期限（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項第1号、第144条の29第1項又は附則第59条第1項の規定による徴収猶予を受けたものにあつては、当該各項の徴収猶予期限をいう。）までに完納した場合に限り、当該税額（報償金の算定日以前に、減額更正、徴収不能等の理由により還付（充当を含む。以下同じ。）をしたもの、又は算定日において還付をすることが確定しているものがある場合にあっては、当該税額から当該還付をし、又は還付すべき税額に相当する額を控除した額）を基準として次の区分により算定した額を交付するものとする。

（ア）ゴルフ場利用税 納入額の100分の1.2

（イ）軽油引取税 納入額の100分の2.5

イ 前項の規定により算定した報償金の合計額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、報償金の金額が2,000円未満の場合はこれを交付しないものとする。

(3) 交付時期

報償金は、毎年7月中に交付するものとする。

(4) 交付方法

報償金の交付については、交付基準に従い、その対象者を十分精査し、前記の定める時期に総合県税事務所長が交付するものとする。

(5) 報償金の返還等

報償金の交付後に還付が生じた（算定日以前に還付をすることが確定しているものの還付は除く。）場合においては、還付した税額を基準として算定した交付金に相当する額を特別徴収義務者から返還させるものとする。

(2) 令和6年度税目別交付状況

（単位：円）

税 目	件数	納入税額及び算出交付金額				交付金額 A+B (端数処理済)
		法定納期内納入額	交付額 A	徴収猶予期限内 納入額	交付額 B	
ゴルフ場利用税	42	783,905,700	9,404,700	0	0	9,404,700
軽油引取税	100	2,668,939,762	66,718,800	4,206,817,987	105,170,100	171,888,900
合 計	142	3,452,845,462	76,123,500	4,206,817,987	105,170,100	181,293,600